

「Administration on the Net」から読み解く オーストリアの電子政府政策

本田正美^{†1}

1990年代後半から世界各国で電子政府政策が進められている。電子政府政策において実際に展開される施策には日米欧の各国間で共通点や相違点があり、優れた取り組みと目される施策については相互参照されることもある。本研究では、2004年に電子政府法を制定するなど、先駆的な取り組みを進めているオーストリアにおける電子政府政策に着目する。具体的には、2014年に発表された「Administration on the Net」を読み解くことで、オーストリアの電子政府政策の概要を明らかにする。

Austrian e-government policy by decoding "Administration on the Net"

Masami HONDA^{†1}

E-government policy is pushed forward in all the countries of the world from the late 1990s. A measure carried out in e-government policy includes a common point and a difference between each country of Japan, the United States and Europe and may be referred for the measure described as a superior action mutually. In this study, it pays its attention to e-government policy in Austria which e-government act was established in 2004, and has pushed forward a pioneer action. Specifically, it clarifies the summary of the Austrian e-government policy by decoding "Administration on the Net" announced in 2014.

1. はじめに

1990年代後半から世界各国で電子政府政策が進められている。電子政府政策において実際に展開される施策には日米欧の各国間で共通点や相違点があり、優れた取り組みと目される施策については相互参照されることもある。それゆえに、一国の電子政府政策の動向は各国の電子政府政策の動向の中で捉えることが求められるのである。

本研究では、2004年に電子政府法を制定するなど、先駆的な取り組みを進めているオーストリアにおける電子政府政策に着目する。具体的には、2014年に発表された「Administration on the Net」を読み解くことで、オーストリアの電子政府政策の概要を明らかにする。これにより、電子政府政策の進展に関する事例研究を積み重ねられることになる。

2. 電子政府の定義

電子政府は、「e-government」や「digital government」の訳語として使用されている。各国の電子政府政策について事例分析を行うに際して、電子政府が何を指しているのか、その定義を明確にする必要がある。電子政府の定義については、既に情報処理学会第125回情報システムと社会環境研究発表会における研究発表である[1]において、「電子政府」が意味してきた取り組みについて日本政府における事例を振り返ることによって、政府の利活用する情報システム

が社会環境によってその内容を規定されてきたことを示したところであるが、その定義は論者や時代によって異なるというのが現状である。とりわけ2000年代以降は、世界各国で電子政府の構築が進められ、それと合わせて電子政府に関する研究も蓄積されている[2]。そして、その研究の積み重ねにより、電子政府の定義についても、一定の共通理解が形成されているものと考えられる。

本研究では、電子政府の代表的な整理方法とも言える四段階の成熟度モデルを提示した[3]を紹介する。この研究では、電子政府は四段階を経るものと想定されている。その四段階とは以下のとおりである。

1. Catalogue
2. Transaction
3. Vertical Integration
4. Horizontal Integration

「Catalogue」は、政府がオンラインで情報提供を行う段階である。この段階は、Webサイトを介した情報提供からダウンロード可能な書式の提供までが含まれる。インターネットが普及し始めた頃、様々な組織は自らの情報を発信するWebサイトの開設を行った。それは政府も例外ではなく、この段階が電子政府の第一段階である。

「Transaction」は、行政手続のオンライン化を実現する段階である。行政手続と言えば、従来は書類を窓口を持参して対面での遣り取りを行うことが不可欠であった。そのような行政手続がオンラインで処理出来るようになるので

^{†1} 島根大学戦略的研究推進センター
Center for the Promotion of Project Research, Shimane University

ある。Web サイト経由で情報提供が行われている段階から、オンライン経由で行政手続を行えるようになるというのがこの段階である。

「Vertical Integration」は、中央政府と地方政府のシステムが垂直的に統合される段階である。各組織において個別にシステム開発がなされているところ、主に同じような機能を持つ業務間においてシステムの統合が図られるのである。

「Horizontal Integration」は、水平方向の統合を実現する段階である。異なる機能を持つ業務システム同士の統合を実現するのがこの段階であり、組織を越えてシステムが統合されることが想定される。この段階に至って、いわゆるワンストップサービスが実現するのである。

電子政府の成熟度は「Catalogue」の段階から直線的に「Horizontal Integration」へと深度を増していくものとされているが、同時並行で実施されることも有り得る。この成熟度を増すことによって、目指されるのは政府と国民などの関係の再設計である。そこで、例えば、[4]は電子政府を「何らかの付加価値を生み出すために、行政とそれを取り巻く利害関係者との間での情報に関する関係を再設計すること」と定義している。実際に、そのような関係の再設計がなされているのか、以下ではオーストリアの電子政府政策の事例分析を行うことによって確認していきたい。

3. オーストリアの電子政府政策

オーストリア政府における電子政府政策の取り組みは EU の中でも高く評価されており、オーストリアの電子政府政策についてまとめた「Administration on the Net」にも、その旨が書かれている。この文書は、以下の八つのパートから成り、200 ページを超えるものである。

- 1 Introduction
- 2 Citizens
- 3 Businesses
- 4 Public Authorities
- 5 Legal Basis
- 6 Infrastructure
- 7 International
- 8 Summery

導入部から始まり、市民向けの取り組み、ビジネス分野の取り組み、公共分野に関する取り組みが紹介された後に、関連する法制度やインフラ、国際関係の中での位置付けなどが詳述されている。

オーストリア政府の電子政府政策の概要は 1 の導入部で明らかとされており、以下のパートはその内容を詳述するかたちになっている。

4. 「Administration on the Net」から読み解く電子政府政策 —電子政府政策の基本—

それでは、最新版である「Administration on the Net」には何が書かれているのか。

この文章には、オーストリア政府における電子政府政策の来歴や現況が記載されている。

まず、冒頭にはオーストリアの電子政府政策の第一の目標が示されている。その目標とは、全ての国民に電子的なサービスへのアクセスを保障することである。そして、その目標を達成するために、電子政府政策にあつては、市民カードの活用を基盤とすることが明記されている。市民に配布されるカードには、電子署名が搭載され、手書きと同様の効力を持つとされている。ワンストップサービスは 2001 年から実現へ向けた取り組みがなされ、2014 年現在で実現済となっている。

電子政府政策は政府の各種制度に変容を迫るため、それに対応するように、法制度の整備も必須となる。そこで、オーストリアでは、電子政府法が 2004 年 3 月に施行されている。この法律により、電子政府政策に関する制度の設計がなされている。

システムの開発という観点では、2005 年に政府内の電子政府のためのプラットフォームが実装されており、システムの統合も図られている。

電子政府政策の推進にあたっては、以下の原則が掲げられている。

- ・市民中心
- ・効率からの利便性へ
- ・信頼とセキュリティ
- ・透明性
- ・アクセシビリティ
- ・ユーザビリティ
- ・データセキュリティ
- ・コーポレーション
- ・持続性
- ・相互運用性
- ・技術的中立性

これらの原則の下で、オーストリア政府における電子化の取り組みは、1998 年から着手されてきたのである。冒頭に市民中心が掲げられており、アクセシビリティやユーザビリティなどが謳われている点が注目される。

組織としては、連邦政府 CIO がトップとなり、ICT ボードが結成され、そこが司令塔となって、電子政府政策が推進されている。そして、その推進にあたっては、2003 年に「電子政府オフエンシブ」が策定されるなど、方針が定め

られてきたところであるが、各種戦略などは 2005 年に「Platform Digital Austria」に統合され、連邦 CIO が全体を統御するかたちになっている。

なお、eGovernment Innovation Centre も設置され、この部署がセキュリティや教育の責任を負っている。

[5]でも論じたように、現在の世界の電子政府政策の潮流はオープンガバメント、とりわけオープンデータの推進である。オーストリアもその例外ではなく、オープンデータ(非パーソナルデータ・非重要インフラデータ)を重視し、データポータルを設置している。オープンデータの取り組みは 2011 年から地方行政から普及していったというのが現状である。Web 経由の情報提供を重要視していることは一貫している。

5. 「Administration on the Net」から読み解く電子政府政策 —市民サービスとビジネス分野への対応—

「Administration on the Net」の 2 は Citizens、であり、3 は Businesses である。それらの部分において、市民サービスの変革とビジネスへの対応の状況が詳述されている。

市民サービスの観点では、2001 年に HELP.gv.at がワンストップサービスのポータルとして設置された。このポータルは、現在はモバイル対応も完備しており、あらゆる場面に応じて市民に対して情報提供などを行っている。

市民サービスの基本には、市民カードの利用がある。電子署名を搭載した市民カードを配布することにより、これを識別と認証の手段とし、このカードを起点とした市民サービスの提供を実現しているのである。そして、このカードもモバイル化に対応しており、モバイルの番号やカードの番号などにに基づき、市民サービスのパーソナライズ化も図られている。2009 年からモバイルでカードの機能を果たすことも選択可能とされている。

ワンストップサービスの実現が図られ、電子申請も普及しており、著名なところでは、2003 年から納税が FinanzOnline を介して行うことが可能となっている。その他、居住証明などもオンラインで入手可能である。

1997 年から法律情報がオンラインで提供されるなど、Web を介した情報提供も逐次拡大してきたところであるが、そのような情報をもとに、オンラインでの申請も可能である。オーストリアにあっても、オープンガバメントの取り組みがなされており、政治分野での電子化も進んでいる。

オーストリアでは、電子化に関して、ビジネス分野への対応も進んでいる。具体的には、ビジネスポータルにて各種の申請が可能となっている。これには、オンラインペイメントも連携しており、オンライン決済も浸透している。

電子政府に関する情報システム開発にあたっては、オープンソースの採用が推奨されており、新規の参入が促され

ている。加えて、政府調達には電子調達が導入されている。

セキュリティに関しては、セキュリティポータルが開設され、セキュア IT センターを中心にセキュリティに関する教育なども行われている。

オープンデータの取り組み浸透しており、2012 年にはオープンデータを活用したアプリのコンテストも実施されるなど、アプリケーションの開発も広がっている。

6. 公的分野における進展

「Administration on the Net」の 4 は Public Authorities である。ここでは、行政側の対応に関して 25 の項目につき詳述されている。

まず、各種ポータルの運営について解説されている。以降、電子申請や電子的フォームに関する規定、電子的ファイルシステムやアーカイブに関する仕組みが紹介されている。行政組織における電子化への対応につき、具体的な状況が詳述されているのである。

特徴的なのは、「Workplace of the Future」や「eGovernment Training」といった項目があることである。情報システムに関する議論だけではなく、そこに働く人間側の対応についても配慮がなされた記述になっていると言える。

この章の最後には、「Open Government Data」や「Social Media –Web 2.0」という項目が掲載されている。いわゆるオープンでガバメントの進展へのオーストリア政府の対応がここでは詳述されているのである。

7. 電子政府に関する法制度

「Administration on the Net」の 5 は Legal Basis である。ここでは、電子政府法を中心に、オーストリアにおいて整備されてきた電子政府政策に関連する法制度が詳述されている。2004 年の電子政府法を除き、この法制度に関して列挙されているのは以下の項目である。

- SourcePIN Register Authority Regulation 2009
- eGovernment Sector Delimitation Regulation
- Supplementary Register Regulation 2009
- eGovernment Equivalence Regulation
- The Electronic Signature Act
- General Administrative Procedure Act
- Service of Documents Act
- Delivery Service Regulation
- Delivery Forms Regulation
- Services Directive
- Data Protection Act 2000
- Telecommunication Act 2003
- Public Sector Information Directive

・ Accessibility

電子署名に関する規制など規制による対応が図られている分野から行政手続に関する法やデータ保護法など、法律での対応がなされている分野が混在している。

電子政府法など、電子政府政策の根幹にまつわる部分については法律による対応が図られているが、その他の日常業務に関する分野などは規制や指令での対応が図られており、技術的な進展が見込まれる分野などは柔軟に制度的な対応が図られていることがうかがえる。

また、「Service」という単語が見受けられるように、サービス提供に関して水準や基準を設けようという姿勢が見て取れる。市民にとっての公共サービスのあり方を考えた上で、制度整備を行っていると言えよう。

さらに、「Public Sector Information Directive」に見られるように、公共情報の利用に関するルール整備も進んでいる。これは現下のオープンデータの推進と軌を一にする取り組みである。

8. 電子政府のインフラ

「Administration on the Net」の6は Infrastructure である。ここでは、電子政府を支えるインフラストラクチャに関して、主に技術的観点からの以下の項目について整理がなされている。

- ・ Fundamentals
- ・ Public Key Infrastructure
- ・ Citizen Card Concept
- ・ Security Layer
- ・ Personal Identifiers
- ・ Mandates
- ・ Party Representation
- ・ Style guide
- ・ Communication Architecture
- ・ Infrastructure
- ・ Testing without risk

それぞれの項目につき、記述の量に差が見られる。ただし、市民カードにまつわり公的個人認証や個人識別など、主にオンラインでのサービス提供を支える技術に関しての解説が手厚くなされている。さらにはセキュリティに関する技術的背景が語られている。

「Communication Architecture」は政府のバックオフィス連携に関するものであり、これは先に電子政府の定義について整理した際に論じたところの統合を図る技術である。具体的にその内容を見ると、XMLに関する技術的な記述が目立つ。この項目も含めて、組織を越えたシステムの統合

を図るための基盤整備に関する記述が随所に見られる。

9. 国際対応

「Administration on the Net」の7は International である。ここでは、主に EU の政策との関係が議論されている。

オーストリアは EU 加盟国である。そして、EU は、eEurope2002 以来、eEurope2005 など電子政府にも関係する戦略が策定されてきた。eEurope2005 は、地球規模の情報化社会への市民の参加を確保することが目標とされ、情報インフラの整備に力点が置かれた。EU において特に促進すべき分野として、ナレッジマネジメントと組織的イノベーション、相互運用性と全ヨーロッパでのサービス提供、安全な電子政府と ID のマネジメント、ユーザーの相互交流とモバイルサービス、そして e-デモクラシーの五つの点があげられた。この eEurope2005 に続いて i2010 が発表されるなど、戦略は更新されているが、基調は eEurope2005 と同様である[6]。

オーストリアの電子政府政策も EU の方針と平仄が合わされており、「Administration on the Net」の International においても、EU の政策との関係が整理されているのである。特に、「Benchmark」の項では、EU の基準での達成目標に従い、その達成状況が確認されている。

また、クラウドコンピューティングについて言及されているのがこの部分である。国際的に行き交うデータの扱いについての整理がここではなされているのである。

電子政府政策においては、優れた取り組みと目される施策については各国で相互参照されることもあると冒頭で指摘したが、オーストリアについても、国際的な文脈での自国の取り組みのあり方について視野に入れて検討が加えられているのである。

10. おわりにかえて

本研究では、オーストリア政府が公表している電子政府に関する文書「Administration on the Net」を参照することで、オーストリア政府における電子政府政策の現状について簡潔に確認してきた。この作業により、オーストリア政府の電子政府は成熟度を上げながら、現下の潮流であるオープンガバメントを実現する段階に至っていることが明らかとされた。また、オーストリアにあっては、技術的な側面や国際的な取り組みのという文脈においても電子政府政策が検討されてきたことが明らかとなった。

オーストリアというと、市民カードに見られるように、いわゆる番号制度の先進事例として日本では言及されるところであるが、本研究で確認したように、その取り組みは市民カードに限定されず、システムの統合など総合的なものである。また、オープンガバメントやオープンデータな

どの近時の潮流にも対応していることが分かった。

本研究では、簡潔に「Administration on the Net」を振り返ったが、改めてその詳細についても確認し、相互参照すべき対象としてのオーストリア政府の電子政府政策を明らかにする必要があるだろう。今後は、そのような作業も行っていきたい。

※「Administration on the Net」はオーストリア政府の Web サイトより入手した。

<<http://www.digital.austria.gv.at/DocView.axd?CobId=56936>>
(最終アクセス 2016 年 4 月 27 日)

参考文献

- 1 本田正美[2013]「「電子政府」の変遷に見る社会環境と政府の情報システムの相互関連」、情報処理学会研究報告情報システムと社会環境、2013-IS-125(12)、pp.1-8
- 2 Scholl Hans J.[2010] “Electronic Government: A Study Domain Past Its Infancy”, in Scholl Hans J (ed.) *E-government: Information, Technology, and Transformation*, M.E. Sharp, pp.11-30
- 3 Layne K. and Lee J., [2001]“Developing Fully Functional e-Government: A Four Stage Model” *Government Information Quarterly*, 18, pp.350-368
- 4 Homburg Vincent[2008]*Understanding E-Government*, Routledge, pp.90-91
- 5 本田正美[2014]「「電子政府」の変遷と到達点としてのオープンガバメント・オープンデータ」、情報処理学会研究報告情報システムと社会環境 2014-IS-127(3)、pp.1-6
- 6 Nixon Paul G. [2007] “Ctrl, Alt, Delete: re-booting the European Union via e-government” In *E-government in Europe*, Nixon Paul G. and Koutrakou Vassiliki N. (eds), Routledge, pp.19-32